

当院を受診される皆様へのご案内（保険医療機関における書面掲示）

● 明細書について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書をすべての患者様に無料で発行しています。

● 一般名処方について

当院では、患者様に必要な医薬品を確保するため、医薬品の供給状況を踏まえつつ薬局とも連携のうえ、一般名処方（お薬のメーカー・銘柄を指定せず有効成分の名称で記載すること）を行っています。

● 医療情報取得加算について

当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。国が定めた診療報酬算定要件に従い、医療情報取得加算を算しています。

● 医療 DX 推進体制整備加算

当院は、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう、マイナ保険証の利用促進に取り組んでいます。電子処方箋の発行および電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを推進いたします。なお、これらの取り組みについては、今後計画的に進めてまいります。

● コンタクトレンズ診療について

当院は、コンタクトレンズの装用を目的に検査を行った場合、コンタクトレンズ検査料 1 200 点を算定いたします。

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料 291 点を、当院で過去にコンタクト検査料を算定したことがある方は再診料 75 点を算定いたします。

以下の場合はコンタクト検査料ではなく、通常の検査料となります。

1. 結膜炎や角膜炎などによりコンタクトレンズの装用を中止する場合
2. 緑内障、高眼圧症、網膜硝子体疾患もしくは視神経疾患の方で、特別な検査をして、さらにコンタクトレンズの処方も行った場合

上記についてご不明な点はご相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名 大黒幾代

眼科診療年数 35 年 (2025 年 4 月現在)